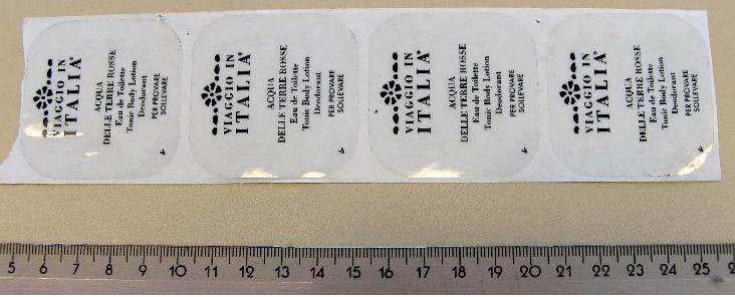


新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵閣第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前
3307.90	3. エッセンシャルオイルを含有する香料の見本	(新規)
	<p>本品は、接着された 2 層の透明なポリエステルフィルムから成る。下層の片面は接着性があり、支持紙で裏張りされている。本品の 2 層のフィルムの間には、香料入りのエッセンシャルオイルが封入されており、香りを複数回試すことができるよう、25 回まではがして貼り直せるようになっている。香料入りのエッセンシャルオイルは、香水ではなく、広告している香水の香りを単に模したものである。</p> <p>本品は、その表面に宣伝資料及び用法の表示（例えば、オードトワレ、トニックボディローション、デオドラント）が印刷されることがある。広告の不可欠な部分を構成するために、雑誌のページ又はカードの上に組み込まれる。</p> <p><u>通則 1（第 6 部注 2 及び第 33 類注 4）及び 6 を適用</u></p> 	

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前
<u>8517.62</u>	<p><u>14. デジタルエンコーダー</u></p> <p><u>本品は、MPEG-2 標準規格に準拠した圧縮及びエンコード技術により、情報源（例えば CATV（ケーブルテレビ）番組）であるアナログ又はデジタルの映像、音声及びデータ信号をデジタル信号に変換するものである。</u></p> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p> <p><u>国際分類例規 8517.62/15 から 8517.62/19 を参照</u></p>	(新規)
<u>8517.62</u>	<p><u>15. デジタルマルチプレクサー</u></p> <p><u>本品は、多重化技術により、複数の MPEG-2 トランSPORTストリーム入力信号を一つの MPEG-2 トランSPORTストリームに結合するものであり、信号送信の効率を向上させるために用いられる。本装置は、24までの MPEG-2 トランSPORTストリーム入力信号を受信し、DVB-ASI（デジタルビデオ放送－非同期シリアル・インターフェース）標準規格に準拠する 1 つの MPEG-2 トランSPORTストリーム信号に統合及び複製することができる。本品は、複数の映像、音声（多チャンネル音声を含む）及びデータ信号を、同様の多重化された出力信号に統合することができる。</u></p> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p> <p><u>国際分類例規 8517.62/14 及び 8517.62/16 から 8517.62/19 を参照</u></p>	(新規)
<u>8517.62</u>	<p><u>16. リマルチプレクサー</u></p> <p><u>本品は、16までの ASI（非同期シリアル・インターフェース）入力信号を、DVB-ASI（デジタルビデオ放送－非</u></p>	(新規)

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

	改正後	改正前
	<p>同期シリアル・インターフェース) 標準規格に準拠する 1 つのトランSPORTストリーム出力信号に結合し、入力されるトランSPORTストリームのビットレートを変更し、データストリームにローカルプログラミングが挿入されることを可能にするものである。本装置は、CBR(固定ビットレート)ストリームを VBR(可変ビットレート)信号に変換することができ、動的な帯域幅割当のために、リアルタイムな統計的多重化を実行する。システムオペレーターは、入力されるトランSPORTストリームから所望のプログラムを選択し、1つ以上の望まないプログラムを破棄し、動的にプログラミングのラインアップを取り替えることができる。</p> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u>  <u>国際分類例規 8517.62/14、8517.62/15 及び 8517.62/17</u>  <u>から 8517.62/19 を参照</u></p>	
8517.62	<p><b>17. モジュレーター</b></p> <p>本品は、MPEG-2 トランSPORTストリーム信号を標準的な無線伝送信号 (QPSK (四相位相変調)、8 PSK (八相位相変調) 又は 160 QAM (160 値直交振幅変調)) に変換するものである。本装置には、50~90MHz、100~180MHz 及び 950~1750MHz の範囲において、100Hz 間隔で幅周波数可変 IF (中間周波数) 出力を行う機能がある。毎秒 1~238 メガビットの間で、毎秒 1 ビット間隔で様々なデータ速度を設定することができる。</p> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u>  <u>国際分類例規 8517.62/14 から 8517.62/16、8517.62/18</u>  <u>及び 8517.62/19 を参照</u></p>	(新規)

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前
8517.62	<p><b>18. モジュレーター</b></p> <p>本品は、MPEG-2 トランSPORTストリーム信号を標準的な無線伝送信号 (QPSK (四相位相変調) 又は BPSK (二相位相変調)) に変換するものである。本装置には、50~90MHz、100~180MHz の範囲において、100Hz 間隔で幅周波数可変 IF (中間周波数) 出力を行う機能がある。毎秒 1~78.75 メガビットの間で、毎秒 1 ビット間隔で様々なデータ速度を設定することができる。本装置は、ETS (欧州電気通信基準)、DVB(デジタルビデオ放送)及び MPEG-2 標準規格に合致している。</p> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u>  <u>国際分類例規 8517.62/14 から 8517.62/17 及び 8517.62/19 を参照</u></p>	(新規)
8517.62	<p><b>19. モジュレーター</b></p> <p>本品は、MPEG-2 トランSPORTストリーム入力信号を、OFDM (直交周波数分割多重方式) を用いて、DVB-T (standard terrestrial digital video broadcast) 伝送信号に変換するものである。</p> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u>  <u>国際分類例規 8517.62/14 から 8517.62/18 を参照</u></p>	(新規)

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前
		(新規)
8518.10	<p><b>1. 無線マイクロホンセット</b></p> <p>本品は、UHF 無線周波数帯域を伝送する 2 つの無線マイクロホンであり、これら 2 つのマイクロホンの出力レベルを別々に調節する個々のレベル調節機能を備えた、UHF デュアルチャンネル無線受信機と共に包装されている。受信機は、他の音声又は映像機器と接続するための 3 つの出力プラグを有している。それらのうちの 2 つは、各マイクロホンから受信した信号を混合せずにそのまま送るためのものである。3 つめのプラグは、2 つのマイクロホンから受信した信号を結合する信号を送るためのものである。このパッケージには、受信機と他の音声又は映像機器（例えば、増幅器）とを接続するオーディオケーブル、マイクロホンに電源を供給するための 2 つの電池及び受信機に取り付けられる 2 本のアンテナが含まれる。これらの部品は、輸送中に各部品を保護するための仕切りが付いた、再利用可能なパッド入りのケースに入れられている。</p> <p>通則 1 (16 部注 4) 及び 6 を適用</p> 	

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前
		(新規)
8704.23	<p><b>1. 荷台傾斜装置付き貨物自動車（トラック）</b></p> <p>本品は、シリンダー容積 11,051 立方センチメートルの 6 気筒ピストン式圧縮点火内燃機関を有する。車両は、長さ 7,775mm、幅 2,555mm、高さ 3,060mm、車両総重量 33.5 トンである。本車両は、はしご形の堅固なトラックシャシに据え付けられた運転室及び傾斜式の車台からなる。</p> <p>一 傾斜式の車台は、溶接構造用の圧延鉄鋼で作られている。この車台の前部は、運転室の全体に覆い被さるようなものではなく、運転室の後部のみを覆う。車台の床の全体又は一部につき、後部に向かって上りの傾斜はついていない。また、車台は後部開閉板を有する。</p> <p>一 運転室は、車両の全幅を占めている。</p> <p>一 前部及び後部の懸架装置には半楕円の板ばねが入っており、前車軸はショックアブソーバーを有する。</p> <p>一 前部及び後部に 2 系統のフルエアブレーキシステムを有する。</p> <p>一 最高速度は 97 km/h である。</p> <p>一 タイヤの型は 315/80R22.5 である。</p> <p>一 車両総重量は 11.17 トンであり、車両重量／積載重量比は 1:2 (11.17 トン : 22.33 トン) と算出される。</p> <p>本車両は、採掘物その他の物品の輸送及び荷降し用のものである。</p> <p>通則 1 及び 6 を適用</p>	

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前
9021.10	<p>1. <u>“Rollator”として知られる整形外科用の歩行補助道具</u></p> <p>本品は、歩行困難な人が歩く際に押すことによって、歩行を補助するものであり、4つの車輪（このうち前の2つは旋回する）の上に取り付けられたアルミニウム管のフレーム、ハンドル及びハンドブレーキからなる。本品は、高さの調整が可能であり、ハンドルの間に座席及び身辺用品を運ぶためのワイヤーかごを備えている。この座席により、使用者は必要な時にいつでも短時間の休憩を取ることができる。本品は、運搬又は保管のために折り畳めるように設計されている。</p> <p><u>通則 1 (90 類注 6) 及び 6 を適用</u></p> 	(新規)

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
9503.00	<p>8. 2個のがん具の指輪及びパック入りのキャンディが入っている、卵型のプラスチック製品</p> <p>本品は、長さ約 55mm、直径約 40mm のものである。端同士がぴったりと合う、分離可能な 2 つのケースから成る容器の内部に、装飾を有する 2 個のプラスチック製のがん具の指輪及びキャンディの小さなドロップがはいったプラスチック袋が同封されている。</p> <p><u>通則 1 (95 類注 4) を適用</u> (削除)</p>	9503.00	<p>8. 2個のがん具の指輪及びパック入りのキャンディが入っている、卵型のプラスチック製品</p> <p>本品は、長さ約 55mm、直径約 40mm のものである。端同士がぴったりと合う、分離可能な 2 つのケースから成る容器の内部に、装飾を有する 2 個のプラスチック製のがん具の指輪及びキャンディの小さなドロップがはいったプラスチック袋が同封されている。</p> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u> <u>キャンディは第 17.04 項（第 1704.90 号）に分離して分類する。</u></p>



新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前
9506.99	<p>1. <u>アイスホッケー</u>パンツ</p> <p>本品は、アイスホッケーをする際に着用し、外傷から身体を保護するために、特に設計された物品であり、内側の複数のプラスチック製保護具が紡織用繊維製の外殻に取り付けられている。</p> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p> 	(新規)